

## 議案第81号

### 大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、説明します。

○1 ページをお願いします。

「改正概要」についてです。

1点目は、定期駐車券の有効期間の拡充です。

現在、定期駐車券の有効期間を「1か月」としてありますが、近隣住民や通勤目的による利用者が多いことを踏まえ、更新手続の簡素化を目的に、新たに「3か月」及び「6か月」の区分を設けるものです。

2点目は、1回の駐車に係る「1日」の設定の見直しです。

現在は「午前0時から翌日の午前0時まで」としてありますが、利用者の利便性向上や近隣駐車場の運用状況等を思慮し、「駐車開始から24時間」とするものです。

3点目は、「施行日」であり、令和9年4月1日を予定しています。

○2 ページをお願いします。

「施設概要」として、建設監理課が所管している公共駐車場（4施設）の一覧表を掲載しています。

各施設とも、最初の30分間は無料であり、その後30分ごとに、一律150円の料金となっています。なお、大津駅北口公共駐車場以外の駐輪場は、当日最大料金を適用しています。

○3 ページをお願いします。

「利用者の推移」として、令和元年度から令和7年度までの利用者数の推移を掲載しています。

各施設とも、コロナ禍の影響や、令和4年度に大津駅北口公共駐車場の立体駐車場の閉鎖により利用者が減少しましたが、ここ数年は、コロナ禍以前の状況に戻りつつあることがお分かりいただけると思います。

○4 ページをお願いします。

「定期駐車券」として、改正前と改正後の比較表となっています。

今回の改正では、各施設ともに新たに「3か月」と「6か月」を設け、1か月料金に各月数を乗じた額で料金設定しています。

○5 ページをお願いします。

「明日都浜大津公共駐車場定期駐車券・屋上、夜間」として、改正前と改正後の比較表となっています。

立体駐車場である当駐車場については、稼働率が比較的低い屋上及び夜間（pm6:00～am8:00まで）のみ利用可能な定期券を設けています。

今回の改正では「3か月」と「6か月」を設け、1か月料金に各月数を乗じた額で料金設定しています。

○6 ページをお願いします。

「1回の駐車に係る1日の設定」として、改正前と改正後の比較となっています。

改正前は、当日最大料金の設定が「午前0時から翌日の午前0時まで」となっており、駐車開始後、当日の24時を超えてしまうと、2日分の駐車料金が発生していました。

そこで、利用者の利便性向上を図るため、「駐車開始から24時間が経過するまで」に改正するものです。

説明は以上です。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。